

海津市中小企業者等応援補助金

新型コロナウイルス感染症による影響で業績が悪化している中小企業者及び個人事業主のうち、要件を満たす事業者に対して、今後の事業継続を支援することを目的として補助金を交付する、海津市独自の制度です。

補助金交付対象者

以下のすべての要件を満たす事業者。

- (1) 中小企業基本法上の中小企業者（個人事業主を含む）であること。
- (2) 市内に事業所があること。
- (3) 平成30年12月31日以前に創業していること。
- (4) 現に事業活動を行っていること。
- (5) 国の持続化給付金を受給していないこと。
- (6) 国や岐阜県及び本市以外の地方自治体から本制度と同種の補助金等を受給していないこと。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年のうちで選択したひと月の売上高等が、前年同月と比較して**20%以上減少**していること。
- (8) 市内で事業を継続していく意思があること。
- (9) 市税を滞納していないこと。



補助金の額

1事業者につき一律 **10万円**（1回限り）

申請受付期間

令和**3年7月1日**から令和**4年2月28日**まで **期限厳守**
ただし、期限前であっても予算に達し次第受付を終了します。

申請方法

申請に必要な書類（裏面参照）を商工観光課に持参してください。※原則郵送不可
※申請様式は市ホームページからダウンロードできます。また、商工観光課窓口でも配布しています。

交付対象外

以下のどれか一つでも当てはまる場合は交付対象者になりません。

- ① 海津市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を持つ者。
- ② 中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人として下記に掲げる法人形態のいずれかに該当する場合。
社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、宗教法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社を除く）、農業組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合
- ③ 上記のほか、市長が適当でないと認めた場合。

裏面に続きます。

申請に必要な書類

海津市中小企業者等応援補助金交付申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)のほか、以下に示す書類を一緒に提出してください。

法人の場合

- ① 履歴事項全部証明書の写し
- ② 市税の未納がない証明書
- ③ 令和2年のうち任意で選択した1月を含む事業年度分及びその直前の事業年度分の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し
- ④ 市内に事業所を有することがわかる書類の写し(営業証明書、営業許可証、定款、事業所パンフレット等のいずれか1点)
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

個人事業主で青色申告をしている人の場合

- ① 令和元年分及び令和2年分の確定申告書第一表及び所得税青色申告書決算書の写し
- ② 市税の未納がない証明書
- ③ 申請者本人であることを確認できる書類の写し(運転免許証、パスポート、個人番号カード(表面のみ)、住民票等のいずれか1点)
- ④ 市内に事業所を有することがわかる書類の写し(営業許可証、開業届、事業所パンフレット等のいずれか1点)
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

個人事業主で白色申告をしている人の場合

- ① 令和元年分及び令和2年分の確定申告書第一表の写し
- ② 市税の未納がない証明書
- ③ 令和元年分及び令和2年分の毎月の売上高等がわかる書類の写し(確定申告の基礎となった書類に限る。(売上台帳、帳面等))
- ④ 申請者本人であることを確認できる書類の写し(運転免許証、パスポート、個人番号カード(表面のみ)、住民票等のいずれか1点)
- ⑤ 市内に事業所を有することがわかる書類の写し(営業許可証、開業届、事業所パンフレット等のいずれか1点)
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

制度の詳細やご不明な点は、市HPまたは下記まで問い合わせください。

問い合わせ、提出先

海津市海津町高須 515 番地 海津市役所 商工観光課 (東館 2 階)
電話 0584-53-1374 平日 8:30~17:00